受理官庁 ＬＴ	リトアニア共和国国家特許局	附属書 Ｃ ＬＴ

右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	リトアニア
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，リトアニア語[1]
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	国際出願と同一の言語（英語又はリトアニア語）
願書の提出に用いることができる言語	英語
紙形式について受理官庁が要求する部数	３
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？[2,3,4]	認める。受理官庁はＥＰＯオンライン出願又はｅＰＣＴ出願による電子出願を認める。オフライン提出はＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒを認める。
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか，認める場合にはいずれの形式か（ＰＣＴ実施細則第706号）？	すべての形式を認める
受理官庁は引用による補充を認めるか（ＰＣＴ規則20.6）？	認める
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め，それを国際事務局に送付するか？	カラー写真及びカラー図面は認められない。国際出願の翻訳文及び該当すれば図面の写しは，指定官庁が定める様式上の要件を満たさなければならない（ＰＣＴ規則49.5(j)）。図面は耐久性があり十分な濃度の暗さを有する黒色の，均一の太さであり明確に区切られた線及び点で，着色せずに作成する。
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はヴィシェグラード特許機構
管轄国際予備審査機関	ヴィシェグラード特許機構又は欧州特許庁[5]

［次頁に続く］

1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書Ｄ参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（ＰＣＴ規則12.3）。

2 国際出願が，実施細則第７部及び附属書Ｆの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。

3 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には，実施細則附属書Ｃに従い，すなわちＷＩＰＯ標準ＳＴ.26ＸＭＬフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。

4 関連する受理官庁の通告については，2013年1月24日付公示（ＰＣＴ公報）8頁以降，2018年9月13日付公示（ＰＣＴ公報）290頁以降，2021年11月11日付公示（ＰＣＴ公報）190頁以降，及び2022年8月4日付公示（ＰＣＴ公報）207頁参照。

5 この官庁は，国際調査を同官庁又はヴィシェグラード特許機構が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。

ＬＴ　　リトアニア共和国国家特許局（続き）　　ＬＴ

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）
送付手数料	EUR　92
国際出願手数料	EUR　1,417
30枚を超える１枚ごとの手数料	EUR　16
減額（手数料表第４項に基づく）：	
電子出願（文字コード形式による願書）	EUR　213
電子出願（文字コード形式による願書，明細書，請求の範囲及び要約）	EUR　320
調査手数料	附属書Ｄ（ＥＰ）又は（ＸＶ）参照
優先権書類の手数料（ＰＣＴ規則17.1(b)）	EUR　23
優先権回復請求手数料（ＰＣＴ規則26の2.3(d)）	EUR　115
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がＥＥＡ（欧州経済領域）に居住している場合 要　，出願人がＥＥＡの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続するために登録されている弁理士
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[6]
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[6]
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時

6　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。